

手 続 費 用 一 覧 表

2.9.1 改訂

申立人	手 続	収入印紙	郵便切手	(切手内訳)	予 納 金	
自 己 破 産	自然人	同時廃止	1,500円	1,008円	84円 × 12枚 ※1	11,859円
		少額管財		自然人・法人とも 3,800円	100円 × 6枚 84円 × 35枚 10円 × 26枚	218,543円 ※3, ※4
	通常管財	下記一覧表のとおり				
	法人	少額管財	1,000円			214,786円 ※3
		通常管財		下記一覧表のとおり		
債権者	通常管財	20,000円	6,020円	上記の他に下記の切手の予納が必要になります。 500円×4枚, 50円×4枚, 5円×2枚, 1円×10枚	下記一覧表のとおり	

※1 債権者数が8名を超える場合は、84円切手を、債権者数+4の枚数にしてください。

※2 債権者数が30名を超える場合は、その超過分の84円切手を追加してください。
(例:債権者40名→84円切手を10枚追加)

※3 管財事件において、予納金の分割納付の取扱いはしていません。

※4 法人と同時に申し立てた場合の少額管財(法人併存型)における代表者個人の予納金は、11万8543円です。

通 常 管 財 予 納 金 一 覧 表

※下記はあくまで基準であり、個別の事件に応じて裁判所の判断で増減することがあります。

負 債 総 額 ※5	法 人	自 然 人
5000万未満	70万円	50万円
5000万～1億未満	100万円	80万円
1億～5億未満	200万円	150万円
5億～10億未満	300万円	250万円
10億～50億未満	400万円	
50億～100億未満	500万円	

※5 債権者申立における注意:負債総額とは、当該申立債権者に対する負債だけでなく、他の債権者に対する分も含めた負債の総額です。